

令和7年度

「オオガハス文化伝承事業」

[募集要項]

＜募集期間＞

令和7年3月14日（金）～令和7年3月21日（金）【17:00 必着】

花見川区役所地域づくり支援課

目 次

1	事業の趣旨	1
2	事業の流れ	1
3	応募の手続き	1
4	留意事項	3
5	事業の実施等	3
6	事業実績報告	3
7	情報公開	4
8	申請書等の配布	4
9	問い合わせ先	4

1 事業の趣旨

花見川区では、オオガハス発祥の地に相応しいまちづくりを目指しており、地域住民が主体でオオガハス文化の伝承及び普及活動に取り組む団体を支援します。

2 事業の流れ

	事業内容	日程
1	募集期間	令和7年(2025年)3月14日(金)から 令和7年(2025年)3月21日(金)まで
2	申請書等提出期限	令和7年(2025年)3月21日(金) <17:00 必着>
3	事業の開始	令和7年(2025年)4月1日(予定)
4	補助金の支給(概算払い)	令和7年(2025年)5月上旬
5	補助金の確定及び精算	令和8年(2026年)3月下旬~4月上旬

3 応募の手続き

(1) 補助対象者

オオガハス文化の伝承と普及を目的として活動する団体

(2) 応募資格

ア 申請団体が次のすべての要件を満たしていること。

(ア) 政治活動、選挙活動、宗教活動又は公益を害する活動を行っている団体でないこと。

(イ) 暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体でないこと。

(ウ) 団体の事務所が千葉市内にあること(団体が事務所を有していない場合は、代表者が千葉市内に居住していること。)

(エ) 団体の代表者が未成年ではないこと。ただし、代表者が未成年である団体において、当該事業の実施に関して、事業の申請までに書面にて保護者又は在学・在勤など所属する組織の承諾を得ている場合はこの限りではない。

イ 申請する事業が次のすべての要件を満たしていること。

(ア) オオガハス文化の伝承及び普及活動に取り組む事業であること。

(イ) 主として花見川区内の活動であること。

(ウ) 本市の他の制度により補助金等が交付されている事業でないこと。

(3) 事業期間

1年間

(4) 補助限度額

50万円

(5) 補助率

補助対象経費の3分の2

(6) 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりです。

	費 目	内 容
1	報償費	事業執行のため必要な専門家等に対する謝礼金 (講習会講師料等(1回3万円を超えるものを除く))
2	旅費	事業執行のため必要な交通費(講師、ボランティアスタッフへの交通費等)
3	消耗品費	事業に係る事務用品等(文具類等) 2万円未満の物品の購入
4	印刷製本費	事業執行のため必要な印刷、製本、コピーなどの経費
5	修繕料	事業執行のため必要な建築物、備品等の修繕費用
6	光熱水費	事業執行のため必要な電気代、水道代等の光熱水費
7	通信運搬費	事業執行のため必要な通信費等(郵送料、電話料等)
8	手数料	事業執行のため必要な手数料(振込手数料など)
9	広告料	事業に関する広告を行うために必要な経費(新聞折り込み広告料、新聞・雑誌など広告掲載等)
10	保険料	事業執行のため必要な保険料
11	委託料	事業執行のため必要な委託業務に係る費用(運営、調査等の委託等)
12	使用料	事業執行のため必要な施設等の使用料
13	賃借料	事業執行に必要な物品等の賃借料、家賃 ※敷金・礼金等は対象外
14	工事請負費	事業執行に必要な工作物の造成や工作物等の移転及び除去の工事等に要する経費
15	原材料費	事業執行のため必要な原材料費(工事材料費及び加工用原料費等)
16	備品購入費	長期間使用できる物品の購入費 単価は2万円以上のもの ※パソコン等の私用に供されるものは対象外
17	負担金	法令、契約等に基づいて負担しなければならない経費
18	食糧費(事業を実施する上で必要不可欠なもの)	事業執行のために必要な飲食物(蓮観賞会における象鼻杯用の烏龍茶、屋外活動時の熱中症予防のための飲料水等)

※対象外の経費(例)

以下のような経費は対象外となりますので、ご注意ください。

記念品代、景品、謝礼金(御礼、寸志等) 等

(7) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

	提出書類
1	花見川区自主企画事業（オオガハス文化伝承事業）補助金交付申請書 （様式第3号）
2	事業計画書（オオガハス文化伝承事業）様式第5号
3	収支予算書Ⅲ（様式第6－3号）

提出された書類は返却しませんので、必ずコピーを取っておいてください。

(8) 募集期間

ア 募集期間 令和7年3月14日（金）～令和7年3月21日（金）

イ 提出期限 令和7年3月21日（金） <17:00 必着>

(9) 提出方法等

ア 提出方法

花見川区役所へ直接持参もしくは郵送で提出してください。

（持参する場合は平日9：00～17：00）

持参もしくは郵送いただくにあたり、事前に担当までご連絡ください。

イ 提出先

花見川区役所地域づくり支援課

〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1－1

電話：043-275-6203

4 留意事項

(1) 補助金を交付しないことによって損害が発生した場合であっても、補償等は一切行いません。

(2) 事業の選定にあたっては、事業の改善などのために、事業経費の見直し等をお願いした上で選定するなど、「条件付き選定」を行うことがあります。

5 事業の実施等

(1) 事業の実施

事業を選定された団体は、事業計画などに沿って事業を実施していただきます。

(2) 活動状況の取材協力

対象事業については、区担当職員が活動状況等について取材を行います。

活動日程等が決まりましたら、情報を提供するとともに取材にご協力ください。

6 事業実績報告

(1) 事業完了後、速やかに事業実績報告書（第13号様式）等を提出していただきます。

(2) 事業報告書、収支決算書、出納簿及び領収書（原本）などの添付が必要となります。

※領収書の宛名は必ず団体名にしてください。（個人名や上様などは不可。）

※支出内容が必ず分かるようにしてください。（空欄や「お品代」等は不可。）

※領収書やレシートが無いものは、補助金の支出として認められません。

7 情報公開

ご提出いただいた申請書等は原則として情報公開の対象となります。

8 申請書等の配布

申請書等の様式は、花見川区役所地域づくり支援課にて配布します。
また、花見川区役所ホームページからもダウンロードできます。

9 問い合わせ先

花見川区役所地域づくり支援課

〒262-8733 千葉市花見川区瑞穂1-1

電 話：043-275-6203

F A X：043-275-6799